

# 那霸市公報

**第1896号**

毎月2回 1, 15日発行  
発行所  
那霸市泉崎1丁目1番1号  
那霸市総務部総務課

## 目 次

### ◇規 則◇

○那霸市事務分掌規則の一部を改正する規則（商工農水課） ..... 1465

### ◇告 示◇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課） ..... 1467

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課） ..... 1468

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課） ..... 1469

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課） ..... 1470

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について（保護管理課） ..... 1471

### ◇公 告◇

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課） ..... 1472

### ◇上下水道局告示◇

○那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について ..... 1473

## ◇選挙管理委員会告示◇

○令和4年10月23日執行の那覇市議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正について…………… 1474

規則

那霸市規則第38号  
令和7年10月24日  
公 布 濟

那霸市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(経済観光部における課の分掌事務)</p> <p>第8条 商工農水課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 那覇市伝統工芸館に関すること。</u></p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 那覇市ぶんかテンプス館に関すること。</u></p> <p><u>(10)～(23) [略]</u></p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(経済観光部における課の分掌事務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) てんぶす那覇に関すること。</u></p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p><u>(9)～(22) [略]</u></p> <p>2～3 [略]</p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあら全ての条名等を順次示したものとする。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

---

告示

---

---

那霸市告示第389号  
令和7年11月17日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那霸市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
カモミール訪問看護ステーション 小禄本店	合同会社 Flowers	令和7年10月1日～ 令和13年9月30日
那霸市小禄1丁目18番19号シティハウス照屋Ⅱ101		
訪問看護ステーション GodBlessYou	有限会社 GodBlessYou	令和7年9月1日～ 令和13年8月31日
那霸市識名1丁目14番43号402号室		
訪問看護ステーションはっぴー那霸	有限会社はっぴー	令和7年9月1日～ 令和13年8月31日
那霸市真嘉比3丁目2番18号グランデュール古島駅前1階		

那覇市告示第390号  
令和7年11月17日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
医療法人 城南会 松城クリニック	医療法人 城南会	
那覇市宇松川442番地		
伊計歯科	伊計 真智子	令和7年9月1日
那覇市天久1-27-20		
つぼがわ薬局	有限会社 はじめ	令和7年9月30日
那覇市壺川2丁目13番41号		
ゆい安里薬局	株式会社 親心豊	令和7年9月30日
那覇市安里2-9-8 サンステーションビル1-2		
すべて薬局	有限会社ワイエムメディカル	令和7年8月27日
那覇市寄宮2-5-1		

那覇市告示第391号  
令和7年11月17日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
医療法人 城南会 松城クリニック (居宅療養管理指導)	令和7年9月1日
那覇市松川442番地	
通所リハビリテーション 松城クリニック (通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション)	令和7年9月1日
那覇市松川442番地	
リハビリ特化型デイサービス カラダラボ那覇壺川 (通所介護、通所型サービス（独自）、 通所型サービス（独自／定率）)	令和7年9月30日
那覇市壺川1丁目5番2号 宮里マンション2-A	
株式会社 沖縄ヤマハ (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)	令和7年10月19日
那覇市曙1-8-10	

那覇市告示第392号  
令和7年11月17日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 ( 変 更 前 )	
Power Lab0		
名称 所在地	Power Lab0 那覇市字天久 1000 番地 ANNEX 2 階 (パワーリハビリおもと) (那覇市安里 45 番地久米国県会館ビル1階)	令和7年10月1日
歩家デイサービス		
所在地	那覇市繁多川4丁目14番地27号 (那覇市首里石嶺町4丁目236番地5号)	令和4年7月29日

那覇市告示第393号  
令和7年11月17日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
ヘルパーステーションくもじ (訪問介護)	令和7年9月1日
那覇市久茂地3-4-16 新垣ビル3階-A号室	
ふれあいケアマネジメント那覇 (居宅介護支援)	令和6年6月30日
那覇市国場862-1	

---

---

公 告

---

---

那覇市公告第582号  
令和7年10月27日  
掲示済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号  
令和5年3月31日 第R3-03-02号  
那覇市指令ま建指第1-R3-03-02号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
那覇市久茂地1丁目11番1号 他24筆(1工区)(2工区)
- 3 公共施設  
防火水槽、広場及び道路(歩道)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
那覇市久茂地1丁目11番1号  
株式会社 琉球銀行 取締役頭取 川上 康
- 5 検査済証番号  
令和7年10月27日 那ま建指第149号(工事完了)  
令和7年10月27日 那ま建指第150号(公共施設完了)
- 6 工事完了年月日  
令和7年9月17日

## 上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第22号  
令和7年10月24日  
掲示済

### 那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第3号の規定に基づき、次のとおり告示する。

那霸市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

指定番号	第483号
指定工事店名	株式会社丸和開発
営業所所在地	那霸市字国場1069-1-305
代表者氏名	比嘉 和史

## 選挙管理委員会告示

### 那霸市選挙管理委員会告示第41号

令和7年11月4日

掲示 済

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定による令和4年10月23日執行の那霸市議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者永山盛太郎の出納責任者永山盛廣から訂正願があったので、令和5年1月4日付け那霸市選挙管理委員会告示第73号の一部を次のとおり訂正する。

那霸市選挙管理委員会  
委員長 前原常雄

#### 訂正前

候補者氏名	永山 盛太郎	[略]		
出納責任者	永山 盛廣	[略]		
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	金額(円)	費目	金額(円)
[略]			[略]	
上原快佐後援会	政治団体	30,000	[略]	
その他の収入(自己資金)		1,533,638	[略]	
[略]			[略]	

#### 訂正後

候補者氏名	永山 盛太郎	[略]		
出納責任者	永山 盛廣	[略]		
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	金額(円)	費目	金額(円)
[略]			[略]	
その他の収入(自己資金)		1,563,638	[略]	
[略]			[略]	